

# スポット市場への限界費用価格での供出が特に強く 求められる対象事業者について

2026年3月30日

第19回制度設計・監視専門会合

# 市場区分の考え方に関する見直し経緯

- 「適正な電力取引についての指針」（適取ガイドライン）に基づき、スポット市場において、限界費用で余剰電力全量入札が特に強く求められる「市場支配力を有する可能性の高い事業者」（対象事業者）について、本則及び経過措置の基準に基づき、2022年11月から判定している。
- 第5回制度設計・監視専門会合（2025年1月30日開催）では、昨今の市場分断率の変動を踏まえ、本則及び経過措置における市場画定の考え方を見直すこととし、審議及び経済産業大臣への建議を経て、本年3月13日に適取ガイドラインが改定された。
- 今回は、改定した市場画定の考え方を踏まえて、対象事業者を判定する。

	改定前	改定後（現行）
本則	4区分（北海道・東日本・西日本・九州）に固定	<u>直近5年間</u> において <u>年平均分断率が10%以上</u> となる年が <u>3年以上継続</u> する場合は分断として扱う
経過措置	1か月平均の分断発生率が5%を超える月が過去5年間で1回でもあれば分断として扱う	（今回） ・分断発生率について <u>1か月平均値（A）を算出した上で、その値が10%を超える月が1回でも存在（※）し、直近5年間の中で※に該当する年が1年（B）でも存在する場合は</u> 、分断として扱う。 （今後、一定の基準を満たす場合には、Aの平均値を算出する期間を3, 6, 12か月、Bの期間を連続2, 3年へと増加させていく）

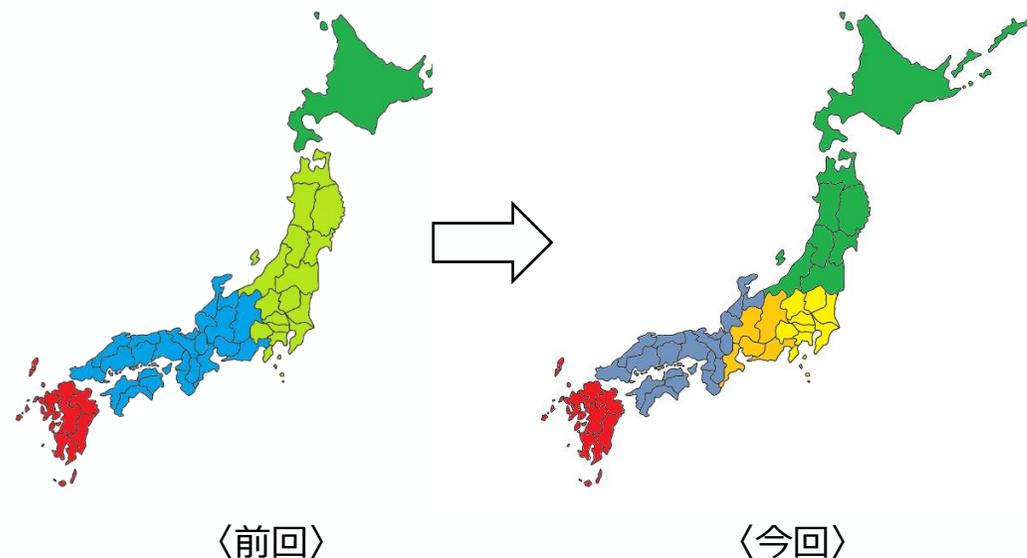
# 本則によって画定される市場

- 前回（2024年10月15日）は、改定前の本則に基づいて、市場を4区分（北海道／東日本／西日本／九州）に固定していた。
- 今回、改定後の本則に基づいて、**2021年3月から2026年2月における年平均分断率を基に市場を画定した結果、市場は5区分（北海道・東北／東京／中部／北陸・関西・中国・四国／九州）となる。**

2021年3月～2026年2月における12か月ごとの平均分断率（単位：％）

	北海道-東北	東北-東京	東京-中部	中部-北陸	中部-関西	北陸-関西	関西-中国	関西-四国	中国-四国	中国-九州
21年3月～22年2月	12.6	6.8	33.5	6.1	8.0	1.9	0.7	1.0	0.3	39.1
22年3月～23年2月	16.2	12.4	36.7	19.5	19.7	0.3	2.2	4.0	1.8	50.9
23年3月～24年2月	7.2	20.9	32.9	43.1	48.4	5.4	1.2	3.6	2.6	13.9
24年3月～25年2月	20.2	24.8	41.9	39.4	43.4	4.4	0.9	23.6	23.0	21.1
25年3月～26年2月	29.0	26.0	45.0	28.3	35.4	7.6	9.8	36.4	31.5	15.7

前回（2024年10月15日画定時）と今回の市場区分の変化



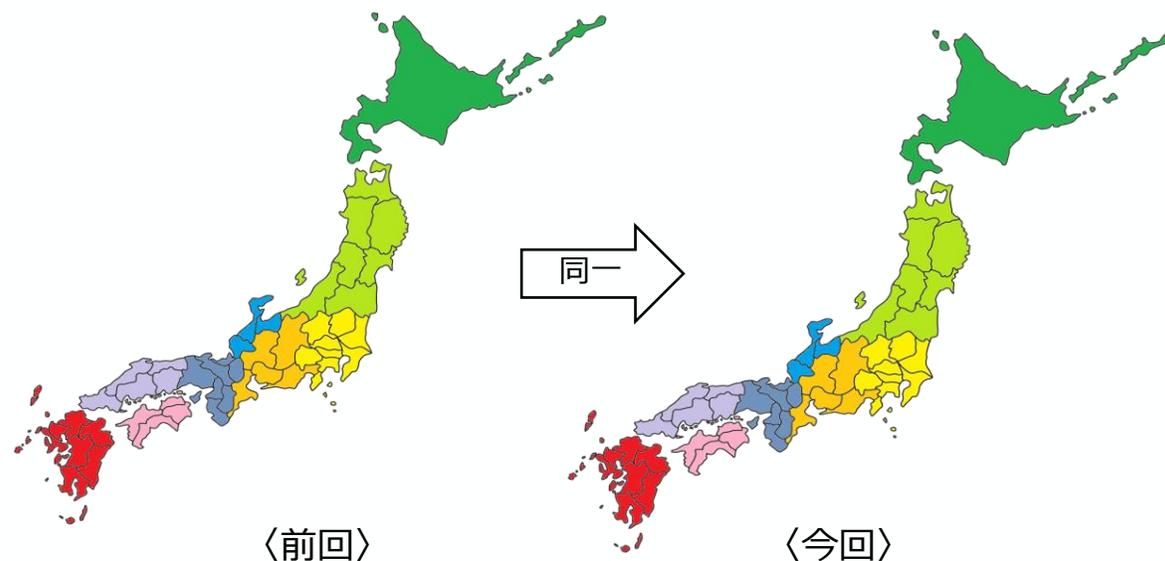
# 経過措置によって画定される市場

- 前回（2024年10月15日）は、改定前の経過措置に基づいて市場を画定した結果、市場は9区分となった。
- 今回、改定後の経過措置に基づいて、2021年3月から2026年2月における月平均分断率を基に市場を画定した結果、市場は9区分となる（前回と変化なし）。

2021年3月～2026年2月における12か月ごとに見た際の月平均分断率が10%を超えた月数

	北海道-東北	東北-東京	東京-中部	中部-北陸	中部-関西	北陸-関西	関西-中国	関西-四国	中国-四国	中国-九州
21年3月～22年2月	5	3	11	3	3	0	0	0	0	11
22年3月～23年2月	8	7	11	9	9	0	1	2	1	12
23年3月～24年2月	2	10	12	12	12	2	0	2	1	6
24年3月～25年2月	10	10	12	12	12	2	0	7	7	9
25年3月～26年2月	11	11	12	12	12	3	4	12	11	8

経過措置に基づき画定される市場区分



# 対象事業者の判定基準に関する考え方

- 画定された市場において、以下のとおりシェア及びP S Iを用いて、対象事業者を判定。

## 判定に用いるシェア及びP S Iの基準

シェア	$\frac{\text{当該事業者が保有する発電容量} \times 1}{\text{市場内総発電容量}} \times 100 > 20\% \text{ (経過措置の場合は50\%)}$
P S I	$\text{当該事業者が保有する供給力} \times 1 > (\text{市場内総供給力} - \text{市場内年間最大需要電力} \times 2)$

※1 発電容量（供給力）とは、2025年度供給計画記載の発電事業者の「年度末構成」に記載されているkW値をベースとして、2026年4月1日時点で有効な「長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量」を加味。ただし、第5回制度設計・監視専門会合（2025年1月30日開催）を踏まえ、「長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量」のうち、内外無差別が担保された形で調達された電源は除外。

※2 年間最大需要電力とは、系統情報サービス（広域機関提供）の需要実績データのうち、2025年3月～2026年2月分から、1時間ごと・市場ごとで抽出した最大kW値。

# 対象事業者一覧（2026年4月1日～2027年3月31日）

判定の結果、2026年4月1日～2027年3月31日における対象事業者は、前回（2024年11月1日～2026年3月31日）判定時の対象事業者に中部電力株式会社が加わり、全11事業者となる。

	現在の対象事業者 (2024年11月1日～2026年3月31日)	今回判定された対象事業者 (2026年4月1日～2027年3月31日)
北海道	北海道電力株式会社	北海道電力株式会社
東北	東北電力株式会社	東北電力株式会社
東京	東京電力エナジーパートナー株式会社JERA	東京電力エナジーパートナー株式会社JERA
中部	中部電力ミライズ株式会社 株式会社JERA	<b>中部電力株式会社</b> 中部電力ミライズ株式会社 株式会社JERA
北陸	北陸電力株式会社	北陸電力株式会社
関西	関西電力株式会社	関西電力株式会社
中国	中国電力株式会社	中国電力株式会社
四国	四国電力株式会社	四国電力株式会社
九州	九州電力株式会社	九州電力株式会社